

令和3年2月16日

令和3年福島県沖を震源とする地震により 被災した学生の皆さまへ

このたびの地震により被災された学生及びそのご家族の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

山口大学では、被災の現状等を踏まえ、以下のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。

令和3年度前期分授業料免除申請期間の延長について

令和3年度前期分授業料免除申請について、災害救助法適用地域の世帯の学生に限り、**令和3年3月5日（金）17時00分**まで申請期間を延長することとなりました。

申請を希望する方は、以下の期日までに学生支援課学生サービス係（[TEL:083-933-5611](tel:083-933-5611) E-mail : ga113@yamaguchi-u.ac.jp）まで申し出て下さい。必要書類の提出期限については、別途お知らせします。

なお、被災していない方については、令和3年2月19日（金）17時00分までが申請期間です。

- 【対象者】災害救助法適用地域の世帯の学生
※災害救助法の適用を受けない地域で同等の災害に遭った世帯の学生、災害救助法の適用を受ける地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生も含まれます。

【申請期限】**令和3年3月5日（金）17時00分**

【申請場所】学生支援課学生サービス係

- 【提出書類】①罹災証明書
②公課証明書
③その他の必要書類（以下のURLにてご確認ください）

<http://gakuseishien.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/tebiki/syorui/2021shiori.pdf>

また、日本学生支援機構の奨学金については、緊急採用の募集がありますので、詳細は以下のURLにてご確認ください。

<http://gakuseishien.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/tebiki/syorui/3nen2gatujishin.pdf>

山口大学学生支援課学生サービス係
TEL : 083-933-5611（授業料免除に関すること）
TEL : 083-933-5165（奨学金に関すること）
e-mail : ga113@yamaguchi-u.ac.jp

災害救助法適用地域

【福島県】

福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、
伊達郡桑折町、伊達郡国見町、岩瀬郡鏡石町、大沼郡会津美里町、双葉郡広野町
双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡浪江町、相馬郡新地町

(第1報、法適用日：令和3年2月13日)